

(様式2)

教育委員会 (議案) 報告) 第 13 号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市立学校職員の扶養手当に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	堺市立学校職員の扶養手当に関する規則の一部改正について、所要の改正を行うため、本件を提出するものである。
議案 (報告) の 概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨</p> <p>人事院規則9-80 (扶養手当) の一部改正を踏まえ、職員の扶養手当について、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第24条第2項の規定に基づき、国家公務員の給与を考慮した措置を講ずることとし、所要の改正を行うものであること。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>扶養手当に係る扶養親族の範囲を定める所得の限度額について、18歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額130万円未満から年額150万円未満に引き上げるもの</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和8年4月1日から施行するものであること。</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。<input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会 (定例会・臨時会) に提出する議案については、異議がないものとして回答する。<input type="checkbox"/> その他 ()

議案第 13 号

堺市立学校職員の扶養手当に関する規則の一部改正について

堺市立学校職員の扶養手当に関する規則の一部改正について、次のとおり議決する。

令和 8 年 3 月 27 日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

(案)

堺市立学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員の扶養手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「以上」の次に「（18歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

堺市立学校職員の扶養手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（扶養親族の範囲）</p> <p>第2条 条例第10条の2第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p>	<p>（扶養親族の範囲）</p> <p>第2条 条例第10条の2第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 年額130万円以上（<u>18歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上</u>）の恒常的な所得があると見込まれる者</p>